

## 神山町産材使用住宅新築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神山町内に町産材を使用した住宅を新築、又は増改築する者に対して補助金を交付し、町産材の利用促進を図ることを目的とし、神山町産材使用住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）について神山町補助金交付規則（平成8年規則第6号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類及び額等)

第2条 補助金の種類、補助要件、補助金の額は、次の表のとおりとし、申請者は、神山町に住所を有する者とする。

種類	補助要件	補助基準	
		補助額	限度額
町産材使用住宅新築補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1) 延床面積 33m <sup>2</sup> 以上の住宅の新築 (2) 町産材の製材品を 5m <sup>3</sup> 以上使用していること。 (3) 併用住宅の新築の場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延床面積に占める居住部分の割合を乗じた数量が補助対象	製材品 1m <sup>3</sup> 当たり 2万円	50万円
町産材使用住宅増改築補助金	自己の居住の用に供し、町内に存する住宅を増改築したとき。 (1) 延床面積 10m <sup>2</sup> 以上の増改築 (2) 町産材の製材品を 1m <sup>3</sup> 以上使用していること。	製材品 1m <sup>3</sup> 当たり 2万円	30万円

2 補助金の額は、年度ごとの予算の範囲内とし、対象となる経費から算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 この補助金は、1世帯につき1回を交付の対象とし、神山町若者定住支援住宅新築等補助金、移住支援空き家改修事業補助金及び神山町空き家利活用改修事業補助金との併用は可能とする。

(補助金の交付申請及び添付書類)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、神山町産材使用住宅新築等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、着工までに

町長へ申請しなければならない。

- (1) 工事見積書又は契約書の写し
- (2) 設計書（平面図）
- (3) 建設予定地の写真
- (4) 世帯全員の住民票
- (5) 申請者及び同居者に町税等の滞納がないことの証明書
- (6) 町産材使用量見積書又は町産材の表示をした木拾表の写し  
(補助金の交付決定通知)

第4条 町長は、申請書を受理したときは、書類及び現地の審査を行い交付の可否を決定し、交付すべきものと認めるときは、神山町産材使用住宅新築等補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定に当たり条件を付することができる。  
(申請内容の変更等)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は新築若しくは増改築（以下「新築等」という。）を中止しようとするときは、あらかじめ神山町産材使用住宅新築等補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第2条第1項及び第3条に規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

- 2 町長は、変更申請書を承認したときは、神山町産材使用住宅新築等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。  
(実績報告)

第6条 交付決定者は、新築等を完了した日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、神山町産材使用住宅新築等補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、神山町産材使用住宅新築等補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、神山町産材使用住宅新築等補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者の名義の口座に限るものとする。
- 3 補助金の支払は、新築等の工事完了後とする。

(義務)

第9条 住宅の新築を行った者は、3箇月以内に所有権の登記を完了しなければならない。

(補助金交付者台帳の備付け)

第10条 町長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、神山町産材使用住宅新築等補助金交付者台帳(様式第8号)を備えてその状況が明らかになるよう管理しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和1年5月20日から適用する。